

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年3月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：フィリピン 担当：東南アジア・大洋州部
案件名：「フィリピンの都市鉄道におけるTOD(Transit Oriented Development)促進準備調査」
調査区分：プロジェクト形成補完(有償)

1 契約予定期間：2014年5月中旬～2014年11月中旬

2 参加要件

海外における駅前開発(TOD)に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス(予定)

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年3月26日から2014年3月28日17:00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年3月26日から2014年3月31日23:59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2014年4月11日12:00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 4月下旬

(5) 契約交渉 : 5月上旬

5 業務の目的

フィリピンのマニラ首都圏は、近年、急激な都市化の進展により人口が急増しており、現在約1,200万人(2010年。1990年の795万人から約1.5倍増)に達しているのに加え、GDPの37%が一極集中する等、フィリピン最大の経済活動拠点である。これまで、環状・放射状道路、高速道路及び軽量高架鉄道といった首都圏内の運輸・交通網は徐々に整備されてきているが、いまだに深刻な交通渋滞は解消されていない。かかる渋滞の深刻化は、円滑な貨物物流や人々の移動のボトルネックとなり、渋滞による経済損失が年間24.5億ドルに達すると試算される等、経済の効率性を損なっている。フィリピン政府は、我が国からの支援(「マニラ首都圏総合交通改善計画調査」(1999年))により策定した都市開発計画と交通網整備計画(いずれも目標年次：2015年)に基づき、交通網の整備を促進してきたが、近年の首都圏における急激な人口増に対応するには不十分である。そのため、マニラ首都圏の交通混雑緩和を改善するためには、首都圏の南北方向に拡大している通勤圏に、大量旅客輸送システムを基幹インフラ軸として整備することが不可欠となっている。

現在、首都圏南方は、通勤線としてマニラ市からラグナ州ビニヤン市までの区間をフィリピン国鉄が運行頻度、密度の低い非電化路線で運行している。一方、首都圏北方は、現状、鉄道がなく、特にカローカ市から北方のマロロスまでの区間は、十分な公共交通手段が確保されないまま居住エリアが拡大している状況にある。首都圏北方の同エリアに住む住民はバスや自動車等により高速道路等を利用してマニラ首都圏中心部へ通勤するが、高速道路出口から首都圏中心部への道路の混雑により、通勤に大きな支障が出ているところ、当該区間に大量旅客輸送システムを確保することがより喫緊の課題となっている。

上記状況を受け、機構は、マニラ首都圏の近郊から首都圏への通勤線のうち、北方のマロロスから首都圏までの区間の整備を行う鉄道事業(南北通勤線事業)に係る協力準備調査(調査名称は「クラーク空港高速鉄道(通勤線区間)事業準備調査」)を実施中である(同調査はマロロスからFTIまでの区間(約52km)を対象とするもの。同事業の実施を通じて、公共交通へのモダリティシフトを促進するためには、駅前公共施設の整備等を行うことにより、利用者のアクセス・利便性向上を図る必要がある。

かかる状況の下、上記事業の事業効果の発現を促進する目的で、同事業の駅前施設整備等に係る計画策定支援を本業務にて実施する。

6 業務の範囲及び内容

6-1 業務対象地域

マニラ首都圏

6-2 業務内容

(1) 事前準備(国内作業)及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

既存の調査・関連資料・情報・データ等を整理、分析、検討するとともに、詳細な業務内容及びスケジュールを検討する。特に、マニラ首都圏における既存交通ネットワーク、駅前開発の事例、民間事業者の動向、日本を含む他国の優良事例等に留意して、情報収集及び分析を行う。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報・データ等をリストアップする。

2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

3) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを機構及びフィリピン側関係機関（DOTC及びPNR）に説明・協議し、了解を得る。

(2) 業務対象エリアの現状把握調査

1) 南北通勤線事業の駅予定地を中心に、沿線の現状把握についての調査を行う（公共交通の利用状況、交通モード別乗降客数、バス路線、駅前用地権利の確認、周辺商業施設の現況及び開発計画等）。

2) 上記(2)1)を踏まえ、各駅について駅前広場の整備計画を作成の上、商業施設等の周辺の土地利用も含む駅前開発（TOD）を検討すべきポテンシャルの高い駅予定地について、3か所を目途に選定する。

(3) カローカンにおける駅前開発（TOD）コンセプトデザイン（カローカン車両基地の跡地開発を含む）及びアクセス改善のための公共施設整備に係る計画作成支援

1) カローカン駅（予定地）周辺地域の民間開発計画、土地権利の確認

各駅周辺の個々の民間事業者による開発計画の内容や開発状況を調査する。また、地権者の確認も行う。

2) カローカン駅前開発（TOD）及びカローカン車両基地跡地開発コンセプトデザインの策定

需要予測、周辺住民へのヒアリング、民間事業者による開発計画、土地権利、民間事業者へのヒアリング等の情報に基づき、開発コンセプトデザイン（公共施設と商業施設の土地利用計画等を含む）を策定する。

3) 公共施設整備スコープの検討

ア 事業スコープの検討

イ パークアンドライド及び乗り換え施設の整備

ウ 歩行者通路の整備

エ バスターミナル、ロータリー等駅前広場の整備

オ アクセス道路の整備、既往都市交通との接続・乗り換え施設の整備

カ 交通弱者や女性に配慮した施設の整備

キ その他施設

4) 実施に必要なコンサルティングサービス（案）の検討

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・施工監理）の内容とその規模（M/M）について、検討する。

5) 事業費積算、費用分担の検討

事業費の積算を行うとともに、官民の費用分担の提案を行う。その際、駅前開発（TOD）事業の官民連携スキームにつき、他国の優良事例を踏まえて、提案を行う。

6) 内部収益率の見直し

駅前公共施設の整備を行うことにより、南北通勤線事業の運用効果指標及び内部収益率を見直すために必要なデータ（ライダーシップの増加見込み等）を整理する。

(4) 「南北通勤線事業」の沿線主要駅における駅前開発（TOD）コンセプトデザイン及びアクセス改善のための公共施設整備に係る計画作成支援

上記(2)で選定された沿線駅に関して、上記(3)と同様の検討を行う。

(5) 課題の整理

上記の検討を踏まえ、対象エリアにおける駅前開発（TOD）に係る課題及び改善案を整理し、提案する。

(6) ドラフト・ファイナルレポートの作成、実施

ドラフト・ファイナルレポート（CGによるビジュアルプレゼンテーション資料（10分程度を想定）を含む。）案を作成し、機構に提出する。機構からのコメントに基づき修正を行い、機構同席の下、プレゼンテーションをフィリピン側に対して行う。

(7) ファイナルレポートの作成、実施

ドラフト・ファイナルレポートのプレゼンテーションに対する機構及び先方関係機関のコメントを受けて、ファイナルレポート（ビジュアルプレゼンテーション資料を含む。）を作成し、機構に提出する。機構からのコメントに基づき修正を行い、機構同席の下、最終プレゼンテーションをフィリピン側に対して行う。その後、ファイナルレポートを機構に提出する。

7 成果品等

1) インセプションレポート：平成26年6月上旬

2) ドラフト・ファイナルレポート：平成26年9月中旬

3) ファイナルレポート：平成26年10月上旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括 / 公共交通施設計画 (評価対象予定者)
- 2) 都市計画・地域計画 (土地区画整理) (評価対象予定者)
- 3) 交通計画
- 4) 公共交通施設計画
- 5) 商業施設計画 (評価対象予定者)
- 6) 事業費積算
- 7) 経済・財務分析
- 8) 業務調整 / 公共交通計画補助

本案件は、評価対象予定者全員について語学力必須とする可能性があります。

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。